

水質試験と簡易専用水道検査

当協会は、「水の総合検査機関」として生活環境に密接な関わりのある、水の安全を確保するため多岐にわたる事業を展開しています。水質検査は、水道事業体より依頼された原水（水道水の元となる河川水や地下水）、家庭や学校などで利用している上水（水道水）の検査を行っています。また、排水やプール水などの水質検査も行い、生活環境全体の安全確保をチェックしています。クリプトスポリジウムやO-157のように生命に危険を及ぼす微生物・細菌の水質検査には、健康管理機関である当協会の検査技術と精度管理が活かされています。また、簡易専用水道や小規模受水槽水道検査では、ビルやマンションなどに設置されている受水槽が衛生的に維持管理されているかを確認検査し、安心して飲める水を提供するお手伝いをしています。

水 質 試 験

動 向

現行の水質基準は平成4年に定められ、10年が経過した。厚生労働省は、WHOの飲料水水質ガイドライン改正の動きにあわせ、水質基準の見直し作業を進めてきたが、平成15年には全面的な改正を行った基準を公布し、翌年から施行する予定である。新水質基準は、現行の46項目から9項目を削除し、新たに13項目を追加して50項目に拡大される。新たに追加される主な項目は、臭素酸やクロロ酢酸などの消毒副生成物、大腸菌、全有機炭素（TOC）、かび臭原因物質などである。一方、大腸菌群、農薬、過マンガン酸カリウム消費量等が削除される。また、従来の「監視項目」などは廃止され、新たに「水質管理目標設定項目」が設定される。

結 果

上水試験の実施数は、一般試験3,789件、精密試験365件、その他399件であった。このうち109件（2.4%）が水質基準に適合していなかった。検査項目別では、給水管の老朽化によるものと思われる色度、鉄の不適合が多い。また、大腸菌群、一般細菌は井戸水など滅菌処理を行っていない水の不適合率が高かった。トリハロメタンは基準値の10分の1を超えていたものが5割に上った。

プール水試験は61件を実施したが、このうち44件は総トリハロメタンであった。

その他の水質検査では、浴槽水、冷却塔などのレジオネラ属菌1,264件を実施した。排水試験は、ヘキサン抽出物質、金属など計68件を実施した。

簡易専用水道検査

動 向

改正水道法では、水道管理体制の強化に伴い大型の地下型受水槽を有し、一日の最大給水量が20立方メートルを超える施設を対象に、簡易専用水道から専用水道に移行された。

今後の動向として平成15年度には、各福祉保健センターへの報告を従来検査機関が行っていたものを、今後は届出者が行うこととなる。また、平成16年度には、厚生労働大臣指定の検査機関が、登録機関に変更されることが予定されている。

検査実施状況と結果

簡易専用水道の検査対象数は4,391件（前年比22件増加）、検査実施数は3,913件（同20件増加）で実施率89.1%（前年と同比）であった。実施状況を区別に見ると、実施率の最も高い区域は緑区の96.1%、逆に低い区域は青葉区の84.3%であった。

検査の結果は、管理A（良好）が3,197件（81.7%）、管理B（要改善）578件（14.8%）、管理C（速やかに改善）が138件（同3.5%）であった。管理C項目では開口部・隙間が認められた施設、定期清掃未実施などの不備が多く見られた。

また、小規模受水槽水道検査は193件で、前年度と比較すると1件の増加であった。検査結果は、管理Aが152件（78.8%）、管理Bが36件（18.7%）、管理Cが5件（2.6%）であった。

関係の集計表は129～131頁に掲載